入 札 公 告

下記のとおり、公募型指名競争入札を行うので公告する。

令和7年4月15日

四條畷市長 銭 谷 翔

1. 入札に付する事項

| 委託名 | 生活支援・地域経済活性化事務委託 |
|------|---|
| 委託場所 | 四條畷市 中野本町他 地内 |
| 委託期間 | 契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日 |
| 委託概要 | (1) 商品券の作成 (2) 商品券事業の広報・啓発 (3) 商品券取扱店舗への対応 (4) 利用者への対応 (5) 商品券の発送(使用済み商品券を含む。) (6) 商品券の換金 (7) データ管理 (8) 効果測定 (9) 業務の管理・執行体制 |
| 予定価格 | 事後公表 |

2. 入札に参加する者に必要な資格

| 登録業種 | 令和7年度において、四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録している者で登録業種については、「物品・その他業務」の「その他業務」で登録していること。 |
|-------------|--|
| 地域要件 | 地域要件なし |
| 業務実績及び技術的適正 | 〇会社としての実績において、以下の実績を有すること。 本市又は他の自治体において、商品券事業を受注し、適正に履行したこと(1件以上)。 |
| 共通事項 | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者である こと。 |
| | 四條畷市建設委託等指名停止要綱第2条の規定による指名停止期間中でないこと。 |
| | 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関 係者でないこと。 |
| | 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立て をしていない者又は申立てをなされていない者であること。 |
| | 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始 申立てをなされていない者であること。 |

3. 発注スケジュール

| 申出書配布期間 | 令和7年4月15日(火) から 令和7年4月21日(月) までの午前9時から午後5時まで |
|---------------|---|
| 申出書配布場所 | 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課 (ホームページからダウンロードできます。) |
| 申出書受付期間 | 令和7年4月15日(火) から 令和7年4月21日(月) までの午前9時から午後5時まで |
| | ただし、上記期間に四條畷市の休日に関する条例(平成2年10月1日条例第17号)第2条第1項各号に規 定する休日が含まれる場合はその日を除く。 |
| 申出書受付場所 | 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課 |
| | ①公募型指名競争入札参加申出書 |
| | ②本市又は他の自治体において、商品券事業を履行したことを証する書面の写し(履行完了したもの・ 1件以上) |
| +B : □ 次 v | ③指名停止等に関する申出書 |
| 提出資料 | ④チェック表・受付票(提出フォームで提出する場合は不要です) |
| | ※①・③は押印不要です。 |
| | ※公募型指名競争入札参加申出書等は、持参または提出フォームで提出してください。 |
| | 提出フォーム https://logoform.jp/form/oZYA/94760 |
| | 令和7年4月24日(木) (電子メール) |
| 入札参加資格確認通知日 | ※公募型指名競争入札参加申出書等の提出書類により入札参加資格を審査し、通知する。なお、入札参加資格を認めなかった申出者には、理由を付して通知する。 |
| 設計書及び通知書の配付日時 | 令和7年4月24日(木) 午後1時から 令和7年4月24日(木) 午後5時まで |
| 設計書の配付方法 | 大容量ファイル送受信サービス |
| 質疑書提出日時 | 令和7年4月30日(水) 午前10時から午前11時まで |
| 質疑書提出場所 | 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市市民生活部物価高騰対策プロジェクトチーム |
| 回答書配付日時 | 令和7年5月1日(木) 午前10時から午前11時まで |
| 入札日時 | 令和7年5月14日(水) 午前10時 ※日時に遅れた者は,本入札に参加することができない。 |
| 入札場所 | 四條畷市役所東別館2階 201会議室 |
| | 四條畷市中野本町1番1号 |

4. 内訳書の提出

| | ①内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。 |
|------|---|
| 提出方法 | ②内訳書には社名を記入すること。 |
| | ③内訳書は、設計書の全てのページを作成して、入札書の投入の際に提出すること。 |

5. 保証金について

| 入札保証金 | 四條畷市財務規則(以下「財務規則」という。)第90条第2号の規定により免除とする。 |
|-------|--|
| | 契約の締結に際しては、契約金額(原資を除く)の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第104条第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。 |

6. 支払条件

| 前払金 | 無 |
|-----|---|
| 部分払 | 無 |

7. その他

| | 財務規則及び四條畷市委託請負契約約款については、閲覧することができる。(閲覧場所 四條畷市中 野本町1番1号 四條畷市総務部総務課) |
|-------|--|
| その他事項 | (1) 入札参加者は、公募型指名競争入札心得を遵守すること。 |

8. 問い合わせ先

| 公告の内容 | 四條畷市総務部総務課 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線336) 0743-71-0330(内線336) |
|-------|---|
| 委託の内容 | 四條畷市市民生活部市民生活部物価高騰対策プロジェクトチーム 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線9004) 0743-71-0330(内線9004) |